

優良勤労者表彰基準

一般社団法人四日市労働基準協会

優良勤労者表彰を次のとおり定める。

- 1 一般社団法人四日市労働基準協会会長表彰（会長表彰）
当協会会員事業場に勤務する労働者で、その事業場に20年（同一企業での勤続期間及び出向勤続期間については通算するものとする。）以上の永年に亘り誠実勤勉に勤務している者。
なお、以前に受賞している者は除くものとする。
- 2 被表彰者の募集
被表彰者の募集に当たっては、当協会会員事業場に対し、文書により推薦募集を行う。
- 3 会長表彰推薦者数

(1) 労働者数	50人以下の事業場	1名
(2) 〃	51人～100人	〃 2名以内
(3) 〃	101人～200人	〃 3名以内
(4) 〃	201人～300人	〃 4名以内
(5) 〃	301人～500人	〃 5名以内
(6) 〃	501人～1,000人	〃 6名以内
(7) 〃	1,001人～2,000人	〃 7名以内
(8) 〃	2,001人～3,000人	〃 8名以内
(9) 〃	3,001人～4,000人	〃 9名以内
(10) 〃	4,001人以上	〃 10名以内
- 4 被表彰者の選定
当協会設置の総務委員会で審査選考のうえ被表彰者を選定する。
- 5 表彰状及び記念品の授与
被表彰者には、優良勤労者表彰式において、披露を行うとともに会長から表彰状及び記念品の授与を行う。

付則

- 1 この基準は、平成24年4月1日より施行する。
- 2 この基準の改正部分は、平成26年4月1日より施行する。
- 3 この基準の改正部分は、2020年2月1日より施行する。